

那須塩原市分別収集計画 (第9期)

令和元（2019）年6月

那須塩原市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成する必要がある。そのためには、社会を構成する主体それぞれが自らの役割を認識し、その役割を着実に履行していくことが重要である。

本市では、市民や事業所などの努力にも関わらず、一般廃棄物の総排出量が横ばいの状況が続いており、同総排出量における原単位が全国や栃木県の平均を上回る状況が続いている。また、現行の最終処分場が令和2（2020）年度末に埋立終了となる見通しである。現在、新規の最終処分場として「那須塩原市第2一般廃棄物最終処分場」の整備工事を行っているが、現行及び新規最終処分場の残余年数を可能な限り延長するため、一般廃棄物のより一層の減量及び資源化に関する取組が急務となる。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で一定の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における包装容器廃棄物の再資源化等を推進し、

並びに最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画に基づき、容器包装廃棄物の再資源化等を推進することにより、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用等が図られ、もって循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりである。

- ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、かつ、協力しあいながら、容器包装廃棄物を含む一般廃棄物全体の削減に取り組む。
- ・容器包装廃棄物を含め、限りある資源を循環させる地域社会づくりを目指す。
- ・効果的な容器包装廃棄物の処理体制を構築し、更なる分別収集費用の効率化や資源引渡量の増加を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2（2020）年4月を始期とする5年間とし、令和4（2022）年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（茶色、無色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（一部）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの容器包装廃棄物の排出量の見込みは次のとおりとする。

年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
容器包装廃棄物	6,939t	6,887t	6,876t	6,884t	6,855t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、次の方策を実施する。

- ・市広報誌、ホームページ、携帯端末用ごみ分別アプリ及び環境学習の実施等による情報提供を積極的に行う。
- ・各種イベント、研修会等でアンケート調査を実施し、市民意識や提言などを収集し、分析する。
- ・容器包装廃棄物を含めたプラスチックごみの削減及びレジ袋有料化に関する国の動向を踏まえ、那須地区レジ袋削減推進協議会において、消費者、事業者、行政の三者が相互に連携及び情報交換し、レジ袋削減に積極的に取り組む。また、同協議会主催のレジ袋削減に関する標語コンテスト及びマイバッグコンテスト等を通して、環境保全や3Rに関する意識の醸成を図る。
- ・環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに参加し、使い捨てプラスチックの排出抑制への取組や情報発信を積極的に行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器
包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

資源化率の向上及び効率的かつ経済的な収集運搬体制の構築を図るため、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとし、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶類
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	無色のガラス製容器	その他の色のびん
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょう油その他主務大臣が定める商品の充填をするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製以外の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ・白色発泡スチロール

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物

ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の

見込み

(法第8条第2項第4号)

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは次のとおりとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
主としてスチール製の容器		159t	159t	159t	159t	158t	
主としてアルミ製の容器		176t	175t	175t	175t	175t	
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製 容器	(合計) 99t	(合計) 98t	(合計) 98t	(合計) 98t	(合計) 98t	
		(引渡数量) 99t	(独自処理量) 0t	(引渡数量) 98t	(独自処理量) 0t	(引渡数量) 98t	(独自処理量) 0t
	茶色のガラス製 容器	(合計) 213t	(合計) 212t	(合計) 211t	(合計) 212t	(合計) 210t	
		(引渡数量) 213t	(独自処理量) 0t	(引渡数量) 212t	(独自処理量) 0t	(引渡数量) 210t	(独自処理量) 0t
	その他の色のガ ラス製容器	(合計) 64t	(合計) 63t	(合計) 63t	(合計) 63t	(合計) 63t	
		(引渡数量) 64t	(独自処理量) 0t	(引渡数量) 63t	(独自処理量) 0t	(引渡数量) 63t	(独自処理量) 0t
主として紙製の容器であって 飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウム が利用されているものを除 く。)		6t	6t	6t	6t	6t	
主として段ボール製の容器		609t	608t	607t	608t	605t	
主としてポリエチレンテレフ タレート（PET）製の容器 であって、飲料、しょう油そ の他主務大臣が定める商品の 充填するためのもの		(合計) 213t	(合計) 213t	(合計) 213t	(合計) 213t	(合計) 212t	
		(引渡数量) 213t	(独自処理量) 0t	(引渡数量) 213t	(独自処理量) 0t	(引渡数量) 212t	(独自処理量) 0t
主としてプラスチック製以外 の容器包装であって上記以外 のもの		(合計) 10t	(合計) 10t	(合計) 10t	(合計) 10t	(合計) 10t	
		(引渡数量) 0t	(独自処理量) 10t	(引渡数量) 0t	(独自処理量) 10t	(引渡数量) 0t	(独自処理量) 10t
うち白色トレイ・ 発泡スチロール		(合計) 10t	(合計) 10t	(合計) 10t	(合計) 10t	(合計) 10t	
		(引渡数量) 0t	(独自処理量) 10t	(引渡数量) 0t	(独自処理量) 10t	(引渡数量) 0t	(独自処理量) 10t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物
ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量
の見込みの算定方法

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6
項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、平成30年3月
に改定した那須塩原市一般廃棄物処理基本計画の推計値を用いる。

なお、本市の人口は、平成30年3月改定的那須塩原市一般廃棄
物処理基本計画の推計値（第2次那須塩原市総合計画の人口推計に
基づき、各年度分を推計）に基づき、次のとおり設定する。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
116,670人 (対前年度比) 99.70%	116,490人 (対前年度比) 99.85%	116,310人 (対前年度比) 99.85%	116,130人 (対前年度比) 99.85%	115,950人 (対前年度比) 99.85%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市では、可燃ごみ、不燃ごみ（不燃ごみ、発火性危険ごみ）、
粗大ごみ及び資源物の4種類に分別している。さらに資源物として、
缶類、茶色のびん、その他の色のびん、ペットボトル、乾電池、小

型家電、新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙、水銀使用製品、白色トレイ・白色発泡スチロール及び廃食用油に区分し、4種17区分の分別収集を実施している。それぞれの分別収集は、現行の収集体制を活用して行うこととする。

上記のほか、自治会や子供会等が実施している集団資源回収においても、引き続き分別収集を実施することとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別又は保管等の段階
主としてスチール製の容器		缶類	委託業者 (定期収集)	市
主としてアルミ製の容器				
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	無色のガラス製容器	その他の色のびん		
	その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック		委託業者
主として段ボール製の容器		段ボール		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょう油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの		ペットボトル	市	
主としてプラスチック製以外の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ・白色発泡スチロール	公共施設における拠点回収		委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	—	—	

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

収集等された容器包装廃棄物のうち、紙類以外は那須塩原クリーンセンター内のリサイクルセンター及び民間のごみ処理施設で中間処理を行っている。紙類については、上記施設では中間処理を行わず、民間業者に引き渡して行うこととする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集運搬段階	中間処理
主としてスチール製の容器		缶類			
主としてアルミ製の容器					
主としてガラス製の容器	茶色のガラス製容器	茶色のびん	透明・半透明袋		リサイクルセンター (選別・圧縮)
	無色のガラス製容器	その他の色のびん			
	その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック	ひもで縛る	パッカー車	委託業者
主として段ボール製の容器		段ボール			
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょう油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの		ペットボトル	透明・半透明袋		リサイクルセンター (選別・減容)
主としてプラスチック製以外の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ・白色発泡スチロール			市内民間リサイクル工場 (圧縮・減容)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本市は、ごみの減量、資源化を向上させるために、「廃棄物減量等推進員（ごみ減量推進員）」を委嘱し、地域のリーダーとしての活躍を期待し、併せて市民とのパイプ役をお願いしており、引き続き、ごみ減量推進員の委嘱を継続していく。

また、容器包装廃棄物の資源化を推進していくための集団資源回収団体に対する交付金制度を継続していく。

さらに、本計画記載事項の実績を確認、記録し、本市の一般廃棄物処理基本計画を改定する際、その記録を基に事後評価を行う。

併せて、容器包装廃棄物を含めた資源の分別収集の実態を把握するため、平成27年度より実施しているごみ質の分析調査（組成調査）を継続していく。

